（調査・国債以外版附則）

附　則

1　令和元年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の２を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。

2　施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条第１項及び第５項中「請負代金額相当額」とあるのは「請負代金額相当額（施行日の前日までに行う第37条第６項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金額相当額に110分の２を乗じて得た額を除く。）」と、同条第５項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の２を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。

3　第37条第６項の規定により部分払金の支払があった後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第７項の規定にかかわらず、同条第１項及び第５項中「請負代金額相当額」とあるのは「請負代金額相当額から既に部分払の対象となった請負代金額相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第37条第６項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に110分の２を乗じて得た額を除く。）」と、同条第５項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の２を乗じて得た額を除く。）」と、同条第７項中「再度部分払」とあるのは「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。